

三井住友海上プライマリー生命



目標設定特別付添額個人年金保険(10)

【特別勘定】

2019年5月20日 作成

## 資産配分比率のお知らせ

2019年5月17日現在

## 資産配分比率

運用資産に対する 資産配分比率	株式の内訳	
	投資対象	配分比率
株式 50.0%	日経225指数	10.0%
	S&P500指数	10.0%
	ナスダック 100指数	10.0%
	ユーロ・ストックス 50指数	10.0%
	ドイツDAX指数	10.0%

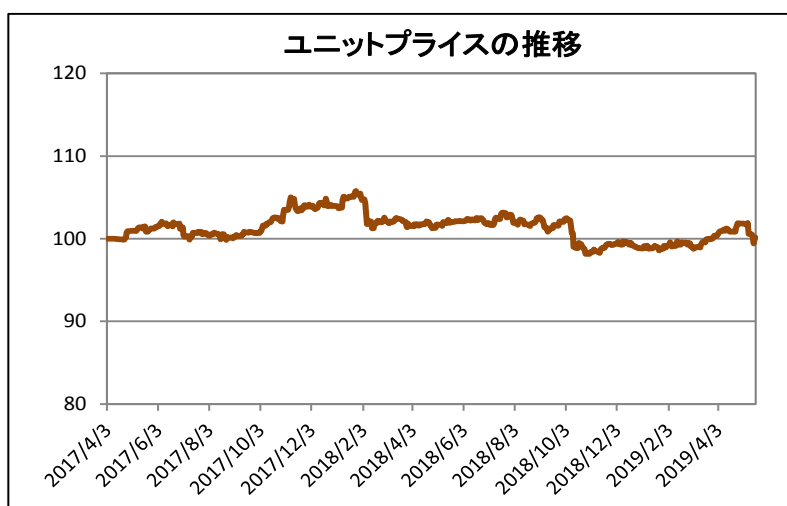
運用資産に対する 資産配分比率	
債券	50.0%
運用効率*1	75.9%

## ユニットプライス\*2 \*3

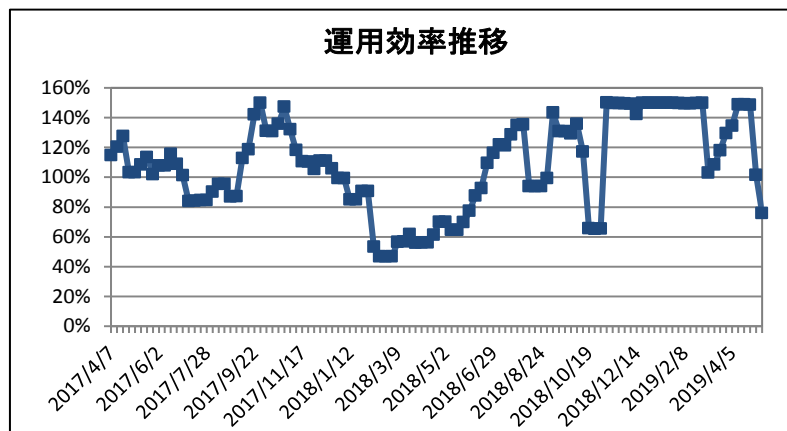
特別勘定の名称		バランスR20
ユニットプライス		100.13
騰落率	1週間	-0.43%
	1か月	-0.71%
	設定来	+0.14%

## 過去の推移

基準日	ユニットプライス
	バランスR20
2019年5月17日	100.13
2019年5月10日	100.56
2019年4月26日	101.86
2019年4月18日	100.85
2019年4月12日	101.21



基準日	運用資産(株式・債券) の運用効率
2019年5月17日	75.9%
2019年5月10日	101.6%
2019年4月26日	148.5%
2019年4月18日	148.9%
2019年4月12日	148.9%



\*1 運用効率の見直しは毎日行い、原則最大150%となります。

\*2 ユニットプライスは、費用(保険関係費、資産運用関係費)を控除した上で計算されます。

\*3 ユニットプライスは、特別勘定の運用開始時点を100としており、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。ユニットプライスの騰落率は、小数点第8位までのユニットプライスを用いて計算し、計算結果を小数点第3位で四捨五入した数値を表示しております。

※ 上記の運用状況は過去の実績であり、将来の運用実績を示唆あるいは保証するものではありません。

## この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

### ■市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

### ■預貯金などとの違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金とは異なり、元本保証はありません。この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

### ■諸費用について(この保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。)

- ・ご契約時にご負担いただく費用  
ご契約時にご負担いただく費用はありません。
- ・積立期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険関係費	積立金額に対して 年率 <b>2.58%</b>	積立金額に対して左記の年率の 1/365を乗じた金額を毎日控除
資産運用関係費	特別勘定の資産残高に対して 年率 <b>0.18%</b> 程度(消費税抜)	特別勘定の資産残高に対して左記の 年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

- ※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- ※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

- ・目標達成時・解約時・一部解約時にご負担いただく費用

項目	費用		時期
解約控除	目標達成するとき	経過年数に応じて <b>7.2%~0.8%</b>	目標達成時に控除
	解約するとき 一部解約するとき	経過年数に応じて <b>8%~0.8%</b>	解約時・一部解約時に控除

- ※ 解約控除は、目標達成・解約の場合は一時払保険料に対して、一部解約の場合は一部解約請求金額に対してかかります。
- ※ 契約日から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ変更した場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。

#### 【解約控除率】

契約日からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除対象額 に対する 解約控除率	<b>8.0%</b>	<b>7.2%</b>	<b>6.4%</b>	<b>5.6%</b>	<b>4.8%</b>	<b>4.0%</b>	<b>3.2%</b>	<b>2.4%</b>	<b>1.6%</b>	<b>0.8%</b>	<b>0%</b>

- ※ 「解約控除対象額」は、解約の場合は一時払保険料となり、一部解約の場合は一部解約請求金額となります。ただし、一部解約請求金額が一時払保険料を上回る場合には、「解約控除対象額」は一時払保険料を上限とします。
- ※ 一部解約の際に解約控除対象額としてお取扱いした金額については、以後の解約控除対象額の計算の対象とする一時払保険料から控除してお取扱します。

- ・年金受取期間中にご負担いただく費用(遺族年金支払特約による年金受取期間中も含まれます。)

項目	費用	時期
年金管理費	年金額に対して <b>1%</b>	年金受取開始日以後、年金受取日に 責任準備金から控除

- ※ 上記費用は上限です。なお、年金受取開始日時点の費用を年金受取期間を通じて適用します。

#### ※その他ご留意いただきたい事項

- ・引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減され、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- ・ご契約に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談下さい。なお、生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

商品の詳細につきましては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等をご覧ください。

[募集代理店]

**日本郵便株式会社**

[引受保険会社]

**三井住友海上プライマリー生命保険株式会社**

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

<http://www.ms-primary.com>